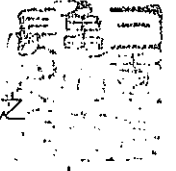


龜山市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成21年3月6日

龜山市長 櫻井 義之



1 龜山市三寺町字櫛ノ田に編入する区域

龜山市安知本町字横谷2039の1、2039の8から  
2039の10まで、2040の1、2041の2、2042の  
2、2043、2043の1、2044の1及びこれらの区域に  
隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 龜山市三寺町字地藏前に編入する区域

龜山市三寺町字岸海935の一部、936の一部、963の一  
部、字瀬古1254から1258までの各一部、田茂町字萩野  
427の2、428の2、字松本422の一部、423、安知本  
町字松本1895の一部、1896

3 龜山市三寺町字岸海に編入する区域

龜山市三寺町字地藏前904の一部、905の一部、919か  
ら922までの各一部、923、924、925の1の一部、  
925の2、927の一部及びこれらの区域に隣接する道路であ  
る公有地の全部

4 龜山市三寺町字瀬古に編入する区域

龜山市三寺町字地藏前844、848の一部、855の一部及  
びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字岸海  
935の一部、字嶋ノ前1374の一部、1375の一部、  
1387の一部、1389の一部、1390の一部、1393の一  
部、1394、1395、1396から1400までの各一部、  
1401、1401の1、1402、1403の一部、1404  
の一部、1407の一部、1408の一部、1409から  
1413まで、1414の一部、1415、1416、1417  
の一部、1419の一部、1420、1421の一部、1422  
の一部、2013の一部、2015及びこれらの区域に介在する  
道路である公有地の全部、字向井1638の一部、1640の一

部、1642の一部、1643の一部、1644、1645の一部、1646の一部、2021の一部

5 亀山市三寺町字嶋ノ前に編入する区域

亀山市三寺町字瀬古1307の1の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字嶋ノ前1421に隣接する字瀬古の道路である公有地の一部、字鹿丸1564の一部、1615から1617までの各一部、2020の一部、字向井1627の一部、2021の一部

6 亀山市三寺町字向井に編入する区域

亀山市三寺町字嶋ノ前1375から1378までの各一部、字瀬古2010の一部及びこの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字鹿丸2019の一部に隣接する道路である公有地の全部並びに字向井1623、1634から1636まで、1737、1738に隣接する字鹿丸の道路である公有地の一部

7 亀山市三寺町字鹿丸に編入する区域

亀山市三寺町字嶋ノ前1384の一部、1385の一部、字向井1621の一部、1622、1623の一部、1624の一部、1632から1634までの各一部、1639の一部、2026の一部、字鹿丸1554の1、1554の2に隣接する字京丸の道路である公有地の一部

8 亀山市三寺町字京丸に編入する区域

亀山市三寺町字鹿丸1554の1の一部、1554の2の一部、1563の一部

9 亀山市安知本町字松本に編入する区域

亀山市田茂町字松本422の一部